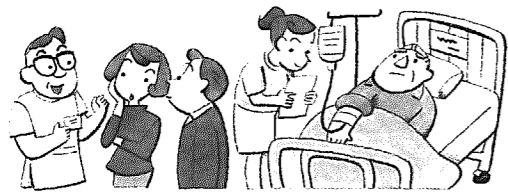


介護保険制度は、高齢者を社会全体で支える制度です

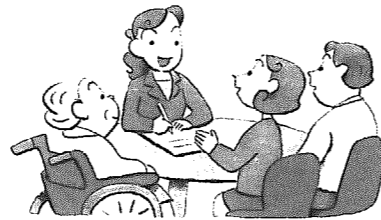
Q 医療保険から給付される時、介護保険から給付される時 病院に入院中でも、介護サービスをうけられるの？

A 病気やケガの手術や治療などで一般病院などに入院している場合は、医療保険からの給付となり、介護保険からサービスを受けることはできません。療養型病床群等、介護療養型医療施設への入所・入院では、介護保険と医療保険の両方からの給付が考えられます。その場合、要介護と判定された病状の安定した長期療養患者については、介護保険から給付を受けることとなります。また、要介護と判定された入所者でも、高度な医学的管理や治療を受ける必要のある患者については、医療保険から給付を受けることとなります。



Q 苦情処理 サービスの内容が悪かったり、不満があるときは変更できるのかしら？

A サービスを受ける事業者やサービスの内容は自由に選ぶことができますし、途中で変更することもできますので、このような場合は我慢せず、担当の介護支援専門員やサービス提供事業者、市町村担当窓口にご相談ください。また、サービスに関する苦情は、国民健康保険団体連合会（以下国保連）に申し立てることもできます。国保連は、苦情申し立てを受けて必要な調査を行い、問題点がある場合は改善するよう指導をします。苦情申し立ては、各都道府県の国保連に直接連絡するか、あるいは市町村や居宅介護支援事業者をとおして行うこともできます。



Q 施設サービス 介護保険ではどんな施設に入れるの？

A 介護保険で入所できる施設は、都道府県知事の指定等をうけた介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養型病床群等）の3施設です。それ以外の施設（有料老人ホームや軽費老人ホームなど）に入所する要介護（要支援）認定者がうける介護サービスについては、在宅サービスのあつかいとなります。



ポイント 介護保険でうけられる施設サービス（要支援と認定された人はうけられません）

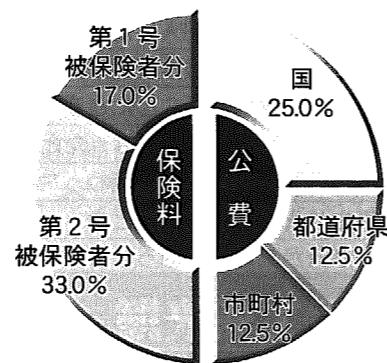
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所
介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話をうけられます。
- 介護療養型医療施設（療養型病床群等）への入所
療養型病床群等に長期療養の必要な高齢者が入院して、介護等の世話、機能訓練、その他必要な医療をうけられます。
- 介護老人保健施設への入所
病状の安定した人が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話をうけられます。

Q 介護保険の財源と保険料 医療保険の保険料のほかに、さらに保険料を納めることになるの？

A 医療保険の保険料とは別に介護保険の保険料を納めることとなります。医療保険は、おもに医療保険料を財源として、病気やケガをしたときでも安心して医療がうけられる制度です。介護保険も同様に、介護保険料をおもな財源として、介護が必要となったときに、適切な介護サービスがうけられる制度です。保険料は介護保険の運営に欠かせない大切な財源となりますので、保険料の納付にご協力をお願いします。

ポイント 介護保険の財源

介護保険では、給付に必要な費用の半分を公費（国、都道府県、市町村からの負担金）でまかない、残りの半分を40歳以上の人の保険料でまかないます。



Q サービスを受けるときの費用負担 保険料を納めているので、サービスは無料でうけられるんでしょ？

A いいえ。医療保険で医療を受けたとき、一定の割合の利用者負担があるように、介護保険でも介護サービスに要した費用の1割を利用者が負担することとなります。施設入所の場合は、1割の負担に加え、食事にかかる費用について定額の負担があります。また、施設入所時の日常生活費は全額利用者負担となります。さらに、1割の利用者負担が高額となった場合には、一定額を超えた分について、高額介護サービス費が支給されます。



Q 保険料を納めないと サービスをうけるつもりはないので保険料を納めたくないだけ？

A サービスを受ける、うけないにかかわらず、介護保険料はかならず納めなければなりません。介護保険は、保険料などを財源として、高齢者の介護を社会全体で支えあっていく制度です。ですから、保険料を納めない人がいると介護保険の運営ができなくなり、支えあいのしくみが成り立たなくなってしまいます。加入者のみなさんには、介護が必要となったとき、介護保険からの給付を受ける権利があると同時に、保険料を支払う義務があるのです。

ポイント 理由もなく保険料を滞納すると

特別な理由もなく介護保険料を滞納している人には、次のような滞納措置がとられます。

- ・利用している介護サービスの費用をいったん全額支払わなければならない場合があります。
- ・介護サービスを利用することになったとき、納めていない期間に応じて介護保険による給付の割合を9割から7割に引き下げたり、利用者負担が一定額を超えたとき、超えた分について払い戻される高額介護サービス費をうけられない場合があります。